

- ※1 本入札説明書（共通事項）のうち、「予定管理（主任）技術者」と記載のある箇所については、業種区分が「土木関係建設コンサルタント業務」の場合は予定管理技術者、業種区分が「地質調査業務」及「測量」の場合は、予定主任技術者とする。
- ※2 本入札説明書（共通事項）のうち、「（分任）支出負担行為担当官」と記載のある箇所については、本官契約の場合は支出負担行為担当官、分任官契約の場合は分任支出負担行為担当官とする。
- ※3 本バージョンはPDFのしおり機能、及び参照先のハイパーリンクを設定しており、選択することにより参照先へジャンプすることができる。

令和7年4月1日時点

入札説明書（共通事項）  
【簡易公募型競争入札方式】

1. 手続開始の公示日  
入札説明書（個別）による。
2. 契約担当官等  
入札説明書（個別）による。
3. 業務の概要
  - (1) 主たる部分
    - 【土木関係建設コンサルタント業務の場合】  
設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。
    - 【地質調査業務の場合】  
地質・土質調査業務共通仕様書第129条第1項に示すとおりとする。
    - 【測量の場合】  
測量業務等共通仕様書第129条第1項に示すとおりとする。
  - (2) 再委託の禁止  
本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
  - (3) 電子入札  
本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。  
受付窓口及び受付時間は、以下のとおりである。
    - 1) 受付窓口：入札説明書（個別）による。
    - 2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の電子入札システムの受付時間内（9

時00分から17時00分まで)。

#### 4. 指名されるために必要な要件

##### (1) 入札参加者に要求される資格

###### 1) 基本的要件

- a) 予算決算及び会計令(以下「予決算」という。)第98条において準用する予決算第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 入札説明書(個別)に記載の業種区分による関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者であること。  
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- c) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- e) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記 b)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

###### 2) 資本関係又は人的関係

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

###### ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。b)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b)において同じ)の関係にある場合
- b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

###### イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し a) については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者

b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア）又はイ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3) 地理的条件

地理的条件を入札参加者に要求される資格とする設定の有無及び設定内容については、入札説明書（個別）によるものとし、「本店」、「支店又は営業所」とは以下のとおりとする。

#### 【土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務の場合】

・「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式①-1」に記載された本社（店）をいう。

・「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式③」（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載してある営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高

等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

【測量の場合】

- ・「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式①-1」に記載された本社（店）をいう。
- ・「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式③」（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

(2) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

ア) 業務実績

「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した同種又は類似業務において、平成27年度以降公示日までに完了した1件以上の実績を有していなければならない。

「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人<sup>(注1)</sup>、地方公共団体<sup>(注2)</sup>、地方公社<sup>(注3)</sup>、公益法人<sup>(注4)</sup>、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業<sup>(注5)</sup>とする。（以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。）

（上記 [注1](#) から [注5](#) については巻末に記載する。）

但し、以下の業務は実績として認められない。

a) 同種又は類似の実績として確認できない業務

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で同種又は類似の実績として確認できない業務。

- ・ [5. \(2\) 4](#) により、業務実績を証明するために添付した書類において同種又は類似の実績として確認できない業務。

b) 再委託による業務

c) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。

但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

d) 業務成績評定<sup>(注6)</sup>が60点未満の業務

なお、国交省等<sup>(注7)</sup>発注業務において以下の場合には業務評定点が65

点未満の業務とする。

- ・平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務。
- ・平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務。
- ・平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務。

但し、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年1月4日付け国官技第187号）、及びこれらと同等の成績評定要領<sup>(注8)</sup>（以下、「地整成績評定要領等」という。）に基づく業務成績評定以外の業務は、この限りではない。

（上記 [注6](#) から [注8](#) については巻末に記載する。）

#### イ) 業務成績

令和4年度以降令和5年度末までに完了した業務のうち、国交省等発注業務における本業務の業種区分の平均業務評定点が60点以上であること。

但し、国交省等発注業務の実績（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

#### 2) 配置予定技術者に対する要件

##### ■管理（主任）技術者

管理（主任）技術者については以下のア）からエ）に示す条件を満たす者であることとする。

なお、申請書に記載する管理（主任）技術者の氏名に旧氏（旧姓）を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

- ・公的な証明書
- ・証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

ア) 入札説明書（個別）に記載のいずれかの資格を有する者。

イ) 平成27年度以降公示日までに完了した以下のいずれかの実績を有する者。

※上記の期間（以下「評価対象期間」という。）に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、評価対象期間を1年単位で延長する申請を行うことができ、長期休業期間が1年に満たない場合は、1年として切り上げて期間を延長することができる。なお、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長することができる。詳細は[別添1](#)による。

(産前・産後休業とは「労働基準法」第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。)

**【管理（主任）・担当技術者として従事した業務を業務実績とする場合】**

「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において入札説明書（個別）に記載する「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。

但し、以下の業務は実績として認めない。

a) 4. (2) 1) ア) a) による。

b) 4. (2) 1) ア) b) による。

c) 4. (2) 1) ア) c) による。

d) 4. (2) 1) ア) d) による。

e) テクリス登録されている業務で、管理（主任）技術者又は担当技術者として登録されていない業務

f) テクリス登録されていない業務で、管理（主任）技術者又は担当技術者と同等と認められない業務

**【マネジメントした実務経験を業務実績とする場合】**

入札説明書（個別）に示した同種又は類似業務の成果を以下の立場でマネジメントした実務経験を有する者。

・建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号) 第3条の一に該当する入札説明書（個別）に記載する部門の技術管理者。

・地質調査業者登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第718号) 第3条の一に該当する技術管理者。

・地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号) 第6に該当する主任調査員相当以上の者。

**【研究実績を業務実績とする場合】**

入札説明書（個別）による研究実績を有し、博士又はそれと同等の学位を有する者。

**ウ) 手持ち業務量の制限**

手持ち業務量の制限は、管理（主任）技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が公示日時点において5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、国土交通省所管<sup>(注9)</sup>に係る建設コンサルタント業務

等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

（上記 [注9](#) については巻末に記載する。）

**【手持ち業務量が超過した場合】**

本業務の公示日以降契約締結日まで及び履行期間中は管理（主任）技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で5億円又は契約件数で10件以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理（主任）技術者を、以下のa）からd）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置を請求する場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- a) 当該管理（主任）技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理（主任）技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 業務成績において、当該管理（主任）技術者と同等以上の評価区分となる者
- d) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している管理（主任）技術者の手持ち業務量の制限未満の者

**エ) 業務成績**

令和2年度以降令和5年度末までに完了した業務について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評定点が60点以上であること。（ただし、「地整成績評定要領等」に基づく業務成績評定以外の業務は、この限りではない。）

また、上記イ) [※](#)による申請が行われた場合は、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである。

なお、平均技術者評定点は職務上従事した立場が、管理（主任）技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。

但し、国交省等発注業務の実績（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

**■照査技術者**

照査技術者の配置の有無については、入札説明書（個別）による。照査技術者を配置する場合については以下のオ) からキ) に示す条件を満たす者である

こととする。

なお、申請書に記載する照査技術者の氏名に旧氏（旧姓）を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

- ・公的な証明書
- ・証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

オ) 入札説明書（個別）に記載のいずれかの資格を有する者。

カ) 平成27年度以降公示日までに完了した以下の実績を有する者。

また、上記イ) ※による申請が行われた場合は、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである。

【管理（主任）・担当技術者・照査技術者として従事した業務を業務実績とする場合】

「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において入札説明書（個別）に記載する「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。

但し、上記イ) a) から d) の業務は実績として認めない。

e) テクリス登録されている業務で、管理（主任）技術者、担当技術者又は照査技術者として登録されていない業務

f) テクリス登録されていない業務で、管理（主任）技術者、担当技術者又は照査技術者と同等と認められない業務

キ) 業務成績

上記エ)と同様とする。

また、上記イ) ※による申請が行われた場合は、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである。

なお、平均技術者評定点は職務上従事した立場が、管理（主任）技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。

但し、国交省等発注業務の実績（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

【外国資格に基づく有資格者認定の申請があった場合】

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(3) 業務実施体制

業務実施体制については、入札説明書（個別）によるほか、下記のとおりとする。

1) 1社単独で業務を実施する場合

- ・1社単独により業務を実施する場合には、その旨を記載すること。



- ・他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。

#### 2) 設計共同体で業務を実施する場合

- ・設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ・設計共同体により業務を実施する場合、設計共同体の構成員である旨を記載するとともに企業名等を記載すること。
- ・代表者はその旨を記載すること。
- ・管理（主任）技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。
- ・各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。
- ・各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置すること。
- ・一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。
- ・他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。

#### (4) 簡易参加表明書の提出

参加表明者（企業）、主任担当者の経験及び能力を確認する資料（様式1～5）を基に、各項目において想定される評価ウエイトを記載した資料（簡易参加表明書）を提出すること。なお、参加表明者（企業）、管理（主任）技術者の経験及び能力を確認する資料（様式1～5）と簡易参加表明書の評価結果が異なる場合、簡易参加表明書の評価点を上限とし、発注者による審査の結果をもって評価点とする。簡易参加表明書が未記載の場合、もしくは未提出の場合には、参加表明書を無効とする。

#### (5) 入札参加者を指名するための基準

入札説明書（個別）による。

#### (6) 指名通知日

入札説明書（個別）による。

### 5. 参加表明書の提出等

#### (1) 作成方法

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- 1) 配布された様式（様式－1～様式－5及び簡易参加表明書）を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、提出時はPDFファイル形式に限る。なお、電子データを提出する際は、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
- 2) 申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。また、複数のファイルを圧縮ファイルにすることにより1つのファイルにすることは認めない。）、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み

本文に貼り付け、ファイル容量の合計は10MB以内に収め、電子入札システムの技術資料等アップロードシステムを用いて電子データを登録し、電子入札システムから登録結果データを送付すること。但し、圧縮することにより10MB以内に収まる場合は、ZIP形式又はLZH形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

- 3) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。
- 4) 印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、提出された参加表明書の印刷はグレースケールで行う。

## (2) 添付資料

### 1) 地理的条件

様式－2の地理的条件に関して、「支店又は営業所」を記載した場合、以下の資料を添付すること。

#### 【土木関係建設コンサルタント業務の場合】

- ・「支店、営業所」に常駐（常に1名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に契約者の確認印を押印したもの）。

#### 【地質調査業務の場合】

地質業者登録をしている者は、以下の資料。（詳細は別添2による。）

- ・地質業者登録規程による地質調査業者現況報告書の表紙（様式第16号イ。受付印のあるもの）。
- ・支店営業所の記載がある部分（様式第16号ホ）の写し（最新のもの）。

地質業者登録をしていない者は、以下の資料。

- ・「支店、営業所」に常駐（常に1名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に契約者の確認印を押印したもの）。

#### 【測量の場合】

- ・測量法に基づく測量業者としての登録通知（地方整備局長の印があるもの。）の写し。（詳細は別添2による。）
- ・測量業者登録申請書の写し（第一面、別表第十一（第十二条関係）別紙、添付書類（ト）誓約書の部分）（最新のもの）。（詳細は別添2による。）

なお、別表第十一（第十二条関係）別紙、添付書類（ト）誓約書の部分に支店・営業所の所在地及び技術者の登録が記載されていない場合は、測量業者登録申請時に提出した付属資料を添付すること。

### 2) 技術者資格

配置予定技術者の保有資格を証明する資格者証等の写しを添付すること。

### 3) CPDの取得状況

CPDの取得状況に関して、以下の資料を添付すること。

#### 【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】

- ・配置予定の管理（主任）技術者及び照査技術者が継続教育（CPD）の登録証明書等を有している場合、その内容を様式－3及び様式－4（照査技術者を配置する場合）に記載するとともに、建設系CPD協議会の各構成団体が発行する継続教育（CPD）の登録証明書の写しを添付すること。登録証明書の写しの添付がない場合及びインターネットでの検索結果の写しのみを添付した場合は加点しない。
- ・CPD単位取得の証明は、本業務の公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであり、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。評価にあたっては、年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。なお、証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」、「証明期間」であり、受講した日付より算出するものではない。

#### 【測量の場合】

- ・配置予定の主任技術者が継続教育（CPD）の登録証明書等を有している場合、その内容を様式－3に記載するとともに、建設系CPD協議会の各構成団体若しくは測量系CPD協議会が発行する継続教育（CPD）の登録証明書の写しを添付すること。登録証明書の写しの添付がない場合及びインターネットでの検索結果の写しのみを添付した場合は加点しない。
- ・CPD単位取得の証明は、本業務の公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであり、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。評価にあたっては、年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。なお、証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」、「証明期間」であり、受講した日付より算出するものではない。

### 4) 業務実績

業務実績に関して以下の資料を添付すること。

- ・同種又は類似の実績として記載した業務が、テクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、同種又は類似の実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは、同種又は類似の実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。
- ・入札説明書（個別）で複数の業務実績を求めているが、1件の実績での証明でなくてもよいとしている場合は、記載出来る実績は最大で2件までとし、これを超える実績の件数を記載した場合は、全ての記載された実績は、同種又は類似の実績として認めない。
- ・[4. \(2\) 2\) イ\) f\)](#) というテクリスに登録されていない業務の場合は、

その業務を担当した事及び業務内容が同種又は類似にあたることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

- ・なお、同種又は類似の実績として記載した業務が、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）の場合は、業務成績評定を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。

【マネジメントした実務経験を業務実績とする場合】

配置予定の管理（主任）技術者の業務実績として、同種又は類似業務の成果をマネジメントした実務経験を業務実績とする場合は、マネジメントした実務経験を証明する資料を添付すること。

5) 業務成績

業務成績に関して以下の資料を添付すること。

- ・配置予定技術者の令和2年度以降令和5年度末までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、業務成績評定を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。

6) 優良表彰

関東地方整備局発注業務の優秀技術者表彰又は優良業務表彰の実績及び関東インフラDX大賞は、発注者が確認を行うため表彰状等の写しは不要である。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

入札説明書（個別）による。

6. 非指名理由について

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対しては、その旨と理由（以下「非指名理由」という）を電子入札システムにより通知する。
- (2) 上記（1）の非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより（分任）支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求められることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に電子入札システムにより行う。
- (4) 非指名理由の説明請求の受付窓口、受付時間は入札説明書（個別）による。

7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は電子入札により行うものとする。
- (2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に参加者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、参加者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

- (3) 電子入札システムによる受付期間等については入札説明書（個別）による。
- (4) 質問に対する回答は、以下の1)に示す期間内に電子入札システムにより行う。
  - 1) 質問に対する最終回答期限
    - ア) 参加表明書に係る質問に対する最終回答期限：参加表明書提出期限の2日前（休日を除く）まで
    - イ) 入札に係る質問に対する最終回答期限：質問の受付期間の最終日の翌日から5日間以内

8. 入札及び開札の日時及び場所  
入札説明書（個別）による。

9. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 予決令第99条の2に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。なお、不落随契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。
  - 1) 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
  - 2) 見積書提出意思のない者は、辞退届けを必ず提出すること。
  - 3) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

10. 電子くじについて

電子入札システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札参加者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札による入札参加者は、電子入札システムで電子くじ番号を入力するものとする。

11. 入札保証金及び契約保証金  
入札説明書（個別）による。

12. 開 札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会い不要。）においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

### 13. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊関東地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、（分任）支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているもの、その他開札の時ににおいて4. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

また、予定価格が100万円を超える業務の場合、入札説明書（個別）に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

### 14. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって持っても有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって持っても有利なものに次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った全ての者に、予決令第86条の調査（以下「試行調査」という。）及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は別紙によるものとする。
- (3) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合については、品質確保の観点から品質確保基準価格を設定する。品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとし、落札価格が品質確保基準価格を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等（資料の作成、提出、提出資料に関する説明の聴取、及び完了検査時における照査技術者からの照査報告書に関する聴取等）を行うので、協力されたい。

#### 【測量、地質調査業務の場合】

なお、測量又は地質調査業務においては、受注者は、配置予定技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として「現場責任者」を定められたい。

## 15. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

### (1) 虚偽説明等への対応

試行調査又は追加調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、地方整備局長等（地方整備局長及び事務所長をいう。以下同じ。）は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 当該業務の成績評定において厳格に反映する。
- 2) 過去5年以内に上記 1) の措置を受けたことがあるなど悪質性の高い者に対しては、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）において準用する「工事契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15項により指名停止を行う。

### (2) 結果の公表

試行調査を経て契約を行った場合は、別に定めるところにより公表するものとする。追加調査を経て契約を行った場合は、試行調査の結果を別に定めるところにより公表するとともに、追加調査の資料-3を関東地方整備局のホームページにおいて公表するものとする。

### (3) 契約後の取扱い

地方整備局長等は、試行調査又は追加調査を経て契約を行った建設コンサルタント業務等については、試行調査及び追加調査で提出された資料等を調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務にあつては監督職員。）に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償コンサルタント業務にあつては業務工程表。）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が試行調査及び追加調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととする。また、別に定めるところにより、①業務実施状況の調査、②現場作業状況の調査、③照査状況の調査及び④業務コスト調査を行うこととする。

### (4) 業務の実績について

予定価格が1,000万円を超える業務で予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約を行った業務及び予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務で予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出した品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務については、業務成績評定が65点を下回った場合、当該業務を企業及び技術者の業務実績として認めないこととする。

## 16. 手続きにおける交渉の有無

入札説明書（個別）による。

## 17. 契約書作成の要否等

### (1) 契約書の作成

本件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。

### (2) 債権譲渡条項適用に係る手続き

入札説明書（個別）により本項の適用の記載がある場合において、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定（予定を含む。）後に以下の手続きを取るものとする。

- 1) 落札（予定）者は契約を締結するに当たり、落札決定（予定を含む。）の日から2日以内にその旨を申し出なければならない。
- 2) 1)の申し出があった場合、（分任）支出負担行為担当官は落札（予定）者が契約の内容を確実に履行する体制を有しているか否かを確認するための調査を実施するものとする。
- 3) 落札（予定）者は調査の実施に協力し、落札決定（予定を含む。）の日から5日以内（休日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- 4) 2)の調査の結果、業務委託料債権が本契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、契約書案第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

#### 18. 支払い条件

入札説明書（個別）による。

#### 19. 火災保険

入札説明書（個別）による。

#### 20. 苦情申し立てに関する事項

入札説明書（個別）による。

#### 21. 関連情報を入手するための照会窓口

入札説明書（個別）による。

#### 22. 品質確保対策

品質確保対策（試行）の適否については、入札説明書（個別）による。

品質確保対策（試行）の適用業務において、予定価格が1,000万円を超える業務で予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約をした場合及び予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務で予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出した品質確保基準価格を下回る価格で契約をした場合においては、入札説明書（個別）による品質確保対策（試行）を実施しなければならない。

#### 23. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊関東地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、別冊関東地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、



指名停止を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書を無効とする。

- ・参加表明書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

(4)

4. (1) 2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5.により参加表明書を提出することができるが、その者が指名を受けるためには、指名通知の時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (5) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (6) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (7) 参加表明書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、入札契約手続以外に使用しないものとし、落札者とならなかった者が提出した参加表明書については入札契約手続終了後に、落札者が提出した参加表明書については業務完了後に破棄するものとする。また、技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (9) 提出期限以降における参加表明書の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、以下によるものとする。

**【指名前】**

変更した配置予定技術者の技術点に基づき再度指名を行う。

**【指名後】**

変更した配置予定技術者の技術点が変更前の配置予定技術者の技術点を下回った場合、提出された入札書を無効とする。

- (10) 電子入札システムにより申請書等の提出及び入札を行う者は、関東地方整備局「電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）」を確認のうえ入札に参

加すること。

なお、電子入札運用基準は関東地方整備局のホームページで公開している。ホームページアドレス：<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/nyuusatu00000026.pdf>

電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。

(11) 電子入札システムを利用する場合の事前準備及びシステム操作マニュアルは、国土交通省電子入札システムホームページの「ご利用ガイド」を参考とすること。

(12) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話 03-3798-9476

国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

但し、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、入札説明書（個別）3.（8）1）へ連絡すること。

(13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以降の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

- ・参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・指名（非指名）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認票（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書

(14) 1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を

超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (15) 最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- (16) 本業務について、発注者が見積りを取得して歩掛を作成する場合、作成した歩掛を入札日前日から起算して5日以前に入札参加者に開示する。
- (17) 「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日）付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号」の7を適用する場合は、入札説明書（個別）の入札参加者を指名するための基準における評価が、同等以上のものとする。
- (18) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (19) 押印省略  
契約手続きで使用の様式（契約書及び契約締結を委任する委任状を除く）を紙で提出する場合にあつては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（連絡先は2以上）」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式〇と同じ」と記載すること等により、2つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。
- (20) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

---

(注1) 「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港(株)：新関西、成田
- ・高速道路(株)：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ・沖縄科学技術大学院大学学園
- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人  
宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、  
日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構
- ・独立行政法人  
空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、  
国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、  
国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、  
自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、

---

鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、  
日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、  
日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構  
(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から  
第3条に示す独立行政法人を含む)

- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

(注2) 「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- ・普通地方公共団体  
都道府県、市町村
- ・特別地方公共団体  
特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団

(注3) 「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

(注4) 「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

(注5) 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、注1～注4及び上記公益民間企業が設置した研究機関

(注6) 「業務成績評定」とは、注8における「業務評定点」と「技術者評定点」を総称していう。

(注7) 「国交省等」とは、以下のものをいう。

各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも農水、漁港、港湾空港関係を除く）

---

(注8) 「地整成績評定要領等」における「これらと同等の成績評定要領」とは、注7の発注機関が採用する「地方整備局成績評定要領」及びそれに準じた成績評定要領をいう。

また、「国土地理院請負測量業務成績評定要領」における職務上の「担当技術者」は技術者評定点の対象とせず、「作業班長」を「地方整備局成績評定要領」における「担当技術者」に読み替えて扱う。

(注9) 「国土交通省所管」とは、以下のものをいう。

各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部

## 別添 1

### 長期休業に伴う技術者実績等の評価期間

1. 長期休業に伴い技術者実績等の評価対象期間の延長を申請する場合は、様式－1②に必要な事項を記載し、参加表明書とともに提出すること。

2. 長期休業の取得によって、評価対象期間が延長される旨の参加表明書等をもって指名又は選定された者については、入札・契約手続きの公正性を確保するため、当該休業の事実を確認できる賃金台帳等（賃金台帳、休業取得の申し出に関する書面等の写し）の提示を求めることがある。

なお、公正性確保のための事実確認に協力しない場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、指名停止等を行うことがある。

3. 長期休業の取得により、評価対象期間の延長を申請することができる評価項目は以下のとおりとする。

また、長期休業を取得していることにより、評価対象期間を延長する場合は、「業務経験・業務実績（同種又は類似の業務の実績）」、「専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）」及び「専門技術力・優良表彰（優良業務表彰・優秀技術者表彰）」の評価対象期間について全て延長することとし、個別の延長は認めない。

#### （1）管理（主任）技術者の経験及び能力

- ① 業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）
- ② 専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）
- ③ 専門技術力・優良表彰（優良業務表彰・優秀技術者表彰）

#### （2）照査技術者の経験及び能力【照査技術者を求める場合】

- ① 業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）
- ② 専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）

【評価対象期間の延長に関する考え方】

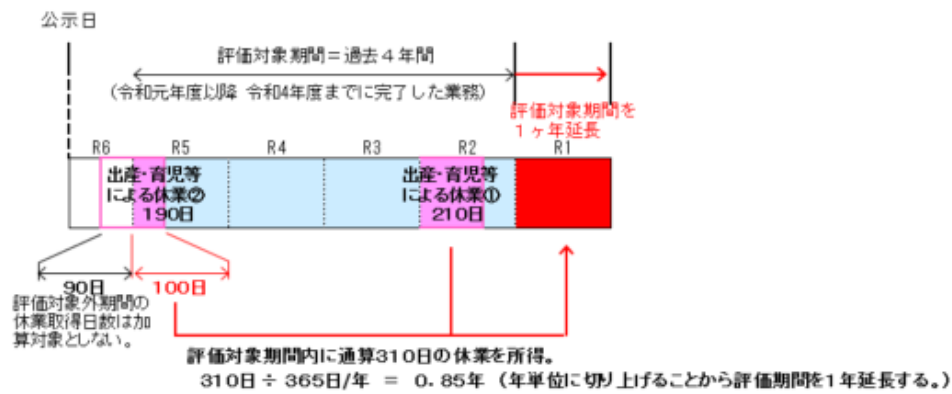
【例1】

業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）の評価対象期間  
（4月切り替え）



【例2】

専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）及び優良業務表彰の評価対象期間  
（8月切り替え）



別添 2

【地理的条件の場合の添付資料（地質調査業務の場合）】

参加表明者（企業）の経験及び能力における地域性について、地質調査業務登録をしている者は、地質業者登録規定に基づく下記書類の写し（最新のもの）を添付すること。

様式第 16 号イ。受付印があるもの

様式第18号（第7条関係） （用紙A4）

### 地質調査業者現況報告書

地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。  
この報告書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

報告者  
殿

イ

登録番号	質 一	登 録 日 年 月 日	平成 年 月 日	当初登録 年 月 日	年 月 日
(ふりがな) 商号又は名称				資本金額	千円
				創 業 年 月 日	年 月 日
役員（業務を執行する社員、取締役、 執行役又はこれらに準ずる者）の氏 名及び役職名			営 業 所		
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	名 称	(郵便 番号)	所 在 地	(電話 番号)
			(主たる営業所)		
			(その他の営業所)		
役員その他企業役員 との兼務状況					
他にしている営業 又は事業の種類					

記載要領

- 1 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 2 「役員の名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支  
配人について記載すること。
- 3 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査に関する契約を締結  
する支店若しくは事務所を記載すること。
- 4 「役員その他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役  
職名を記載すること。

電 話 番 号	( )
F A X 番 号	( )
取 扱 責 任 者 所 属 氏 名	

注 1：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。



様式第16号ホ

様式第18号（第7条関係）

（用紙A4）

ホ

技術管理者						
所属営業所の名称	(ふりがな)氏名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名 学 科 名 (卒業・修了年月)	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ ハ
現場管理者						
所属営業所の名称	(ふりがな)氏名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名 学 科 名 (卒業・修了年月)	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ

記載要領

- 1 「資格等の名称」の欄は、技術士、土木施工管理技術士、地質調査技士等を記載することとし、技術士である場合には、技術士登録の技術部門及び技術士第二次試験の選択科目を記載すること。
- 2 「実務経験年数」の欄は、地質調査に関する実務の経験年数を記載すること。
- 3 技術管理者の「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者についてはハを○で囲むこと。
- 4 現場管理者の「区分」の欄は、規程第3条第2号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

注1：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

【地理的条件の場合の添付資料（測量の場合）】

参加表明者（企業）の経験及び能力における地域性について、下記測量法に基づく測量業者としての登録通知の写し、測量業者登録申請所の写し（最新のもの）を添付すること。

登録通知（地方整備局長印があるもの。）

<b>(案)</b>	
国関整建二産登 第 号 平成 年 月 日	
別紙申請者あて	
関東地方整備局長	
測量法に基づく測量業者としての 登録について（通知）	
貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第 188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録した ので、同条第2項の規定により通知する。	
記	
登録年月日	平成 年 月 日
登録番号	登録第（ ） - 号

第一面

(別表第十一(第十二条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)



{ } 都・道・府・県

測量業者登録申請書 (第一面)

×登録番号	登録第 号	×登録年月日	令和 年 月 日 登録
測量法第55条2の規定により測量業者としての登録の申請をします。 令和 年 月 日 申請者 殿			
申請の区分		新規登録	更新登録
ふりがな 商号又は名称			
資本金又は出資の額			
役員〔業務を執行する社員、取締役、〕の氏名及び役名		申請時 の登録	登録第 号
ふりがな 氏名	役名		年 月 日 登録
		収入印紙	
		(消印してはならない)	

記載要領

- ×印欄は記載しないこと。
- 申請の区分欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 資本金又は出資の額、役員の名及び役名の欄は、法人の場合にのみ記載すること。

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

別表第十一（第十二条関係）別紙

（別表第十一（第十二条関係））

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

別紙

主として請け負う測量の種類		
1. 三角測量	5. 空中写真撮影	
2. 多角測量	6. 空中写真図化	
3. 水準測量	7. 地図の調製	
4. 地形測量及び平面測量	8. その他の測量	
(空中写真によるものを除く。)		
営業所		測量業以外に行っている営業又は事業種類
名称	所在地	
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
計	0	箇所

記載要領

- 1 主として請け負う測量の種類欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 営業所欄は、本店又は支店若しくは常時測量の請負契約を締結する事務所を記載すること。

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

添付書類（ト）誓約書の部分

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

添付書類(ト)(法第55条の3第6号)

## 誓 約 書

測量法第55条の13に規定する要件を下記のとおり備えていることを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者

殿

### 記

(1) 法第55条の13第1項の営業所

営業所名	測量士の氏名	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

(2) 法第55条の13第2項の営業所

営業所名	測量業者の氏名(測量業者が法人である場合においては、測量士である役員の氏名及び役名)	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。